6　法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　銀行等又は農林中央金庫による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等又は農林中央金庫が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第七十二条第一項第九号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［略］

［7～11　略］

12　法第七十二条第一項第十号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）とする。ただし、当該持株会社が第九十七条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

［一～三　略］

四　法第七十二条第一項第一号の二、第三号の二又は第八号から第九号の三までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五・六　略］

13　［略］

（従属業務等）

第九十七条　［略］

2　法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

［一～十一　略］

十一の二　金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

［十二～三十九　略］

［3～7　略］

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第百二十三条　農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

［一～三　略］

6　［同上］

一　法第九十五条の三第一項に規定する銀行等又は農林中央金庫による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等又は農林中央金庫が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第七十二条第一項第九号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［同上］

［7～11　同上］

12　［同上］

［一～三　同上］

四　法第七十二条第一項第一号の二又は第八号から第九号の三までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五・六　同上］

13　［同上］

（従属業務等）

第九十七条　［同上］

2　［同上］

［一～十一　同上］

［号を加える。］

［十二～三十九　同上］

［3～7　同上］

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第百二十三条　［同上］

［一～三　同上］